

I 防災・減災対策

5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[1] 大規模災害から住民の身体・生命及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進

【内閣府・文部科学省・気象庁】

【提案・要望事項】

- (1) **防災・減災対策の展開促進に資する自由度の高い交付金制度の創設**
 - ・ 自助・共助を促進し、地域防災力の向上を図るための自由度の高い交付金制度を創設すること。
- (2) **南海トラフ地震対策の推進**
 - ・ 南海トラフ地震に係る地域の実情に応じた地震・津波対策を推進するための財政支援措置を充実・強化すること。
 - ・ 南海トラフ巨大地震を想定した広域的な防災対策を推進するとともに、半割れケース等における避難対策等の促進に対する財政支援措置等を充実・強化すること。
 - ・ 南海トラフ地震の調査研究及び観測・監視体制を充実・強化すること。
- (3) **平成30年7月豪雨災害の課題への対応**
 - ・ 防災情報を確実に伝達するための支援対策を強化するとともに、大雨特別警報等の気象情報の精度向上、地方自治体への気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。
 - ・ 被災者生活再建支援制度の適用を拡大すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- (1) **防災・減災対策の展開促進に資する自由度の高い交付金制度の創設**

7月豪雨災害では、自主防災組織や防災士による住民避難誘導が住民の生命・身体を守る重要な役割を果たしており、自主防災組織活動の活性化や地域の防災リーダーの養成・スキルアップなど、自助・共助を促進し、地域防災力を向上するために地方自治体が行う防災・減災対策の展開促進に資する、自由度の高い新たな交付金制度の創設が必要である。
- (2) **南海トラフ地震対策の推進**
 - 地域の実情に応じた地震・津波対策を推進するための財政支援措置の充実**

本県は、県内全域が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に、また宇和海沿岸5市町が津波避難対策特別強化地域に指定されているが、本県の喫緊の課題である瀬戸内海沿岸のゼロメートル地帯にある堤防の耐震化や、市町の同報系防災行政無線のデジタル化など、防災上必要とされる事業を実施するため、地域の実情に応じた地震・津波対策に対する財政支援措置の充実・強化を図る必要がある。
 - 南海トラフ巨大地震を想定した広域的な防災対策等の推進**

南海トラフ巨大地震に備えるためには、都道府県による単独の応急対策、復旧・復興対策に加え、平成27年3月に策定された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成29年6月改定）」に基づく広域的な防災対策の着実な推進を図る必要がある。

また、平成31年3月に公表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づく半割れケース等における避難対策等の促進のため、地方の負担が過度に生じないように財政支援措置等の充実・強化を図る必要がある。
 - 調査研究及び観測・監視体制の充実・強化**

南海トラフ地震発生時の被害の軽減を図るためには、地震メカニズムの解明と南海トラフ全域における地震・津波の観測・監視システムの構築が必要である。平成31年度から、観測網が未整備であった南海トラフ西側（高知県沖から日向灘）に南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の整備が開始されたが、迅速な避難に繋げるため同観測網の整備を着実に進める必要がある。

(3) 平成 30 年 7 月豪雨災害の課題への対応

○「避難勧告等のガイドライン」の見直し等に基づく住民の避難行動支援

「避難勧告等に関するガイドライン（31 年 3 月改定）」を住民に周知するとともに、防災情報を確実に伝達し適切な避難行動を促すため、防災行政無線のスピーカーの性能向上など、伝達手段の充実・強化に対する支援対策を強化する必要がある。

また、大雨特別警報等の気象情報の精度向上を早期に実現するとともに、避難情報の発令を迅速に行うため、地方自治体への気象情報の提供の一層の充実・強化を図る必要がある。

○被災者生活再建支援制度の適用拡大

被災者が一日も早く日常生活を取り戻すため、住家の半壊や床上浸水の被害についても支援対象とすることが必要である。

【愛媛県内の取組】

県では、防災・減災対策を県政の最重要項目として位置づけ、平成 27 年 3 月に、南海トラフ巨大地震による被害を最小限度に抑えるために県が取り組むべき施策を「えひめ震災対策アクションプラン」にまとめるとともに、平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画（国土強靱化地域計画）」を策定し、ソフト・ハードの両面から各種施策に積極的に取り組んでいる。

また、7 月豪雨災害に関しては、関係機関や専門家による検証結果を踏まえ、避難対策等を充実するほか、防災士について質量とも日本一と言えるような積極的な養成とスキルアップを図り、自主防災体制の機能強化に結び付けていくよう取り組んでいるなど、可能なものから対応に着手している。

【実現後の効果】

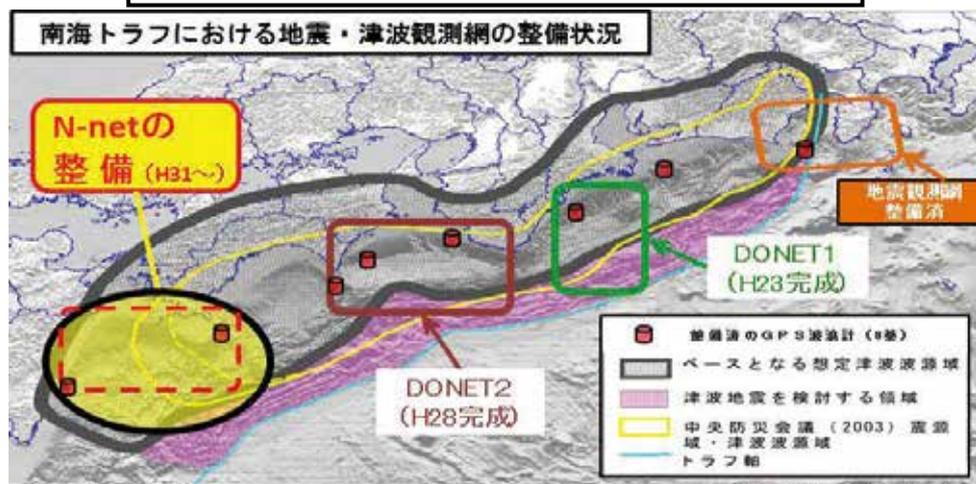
- ◇ 地域の実情に応じた防災・減災対策が促進
- ◇ 大規模災害等における被害の軽減と、迅速かつ適切な災害対応の実現

本県担当部署：県民環境部 防災局 防災危機管理課

愛媛県地震被害想定調査結果の概要

	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災	合計
全壊棟数	107,554 棟	10,642 棟	662 棟	27,413 棟	97,357 棟	243,628 棟
死者数	6,210 人	—	53 人	8,184 人	1,585 人	16,032 人
負傷者数	46,048 人	—	66 人	412 人	944 人	47,470 人
避難者数	—	—	—	—	—	558,902 人
経済被害	—	—	—	—	—	16.2 兆円

地震・津波観測監視システムの整備計画



5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

- (1) 県民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化による豊かな暮らしの実現とその担い手確保のため、将来にわたる社会資本整備に係る予算の総額を確保すること。
- (2) 県民の命を守ることを最優先に、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な配分を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○社会資本整備に係る予算の総額確保

本県では、急峻な地形とぜい弱な地質により、全国に比べ社会資本整備が遅れていることで、地域間格差が増大している。また、切迫する南海トラフ地震や頻発する集中豪雨等による災害リスクの増大、少子高齢化・人口減少による地域活力の衰退や建設業の担い手不足など、社会資本の整備に関し課題が山積している。

このため、災害から県民を守る防災・減災対策に加え、予防保全による老朽化対策に取り組むとともに、交流・連携を促進し地域経済の活性化を図ることで県民の豊かな暮らしを実現できるよう、ストック効果を重視した社会資本の整備に取り組み、また、それらを支える担い手を確保・育成する必要があることから、国において重要インフラの緊急点検結果を踏まえた「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」を含め、安定的・持続的な予算の総額確保が必要である。

○県民の命を守る防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点配分

本県に甚大な影響をもたらす南海トラフ地震や、四国で唯一の原子力発電所の不測の事態から県民の命を守るには、「命の道」となる高速道路や緊急輸送道路、海岸保全施設、河川管理施設、港湾施設などの整備を早急に進める必要がある。また、西日本豪雨では甚大な浸水被害や土砂災害などが発生したことから、「防災対策に終わりはない」の意識のもと、引き続き避難体制強化の推進などソフト事業を含む総合的な防災・減災対策に取り組む必要がある。さらに、ひとたび大規模災害が発生すると、産業基盤や社会インフラが被災し、愛媛そして四国が孤立することでサプライチェーンが寸断され、経済活動の低下が愛媛のみだけでなく全国に波及する恐れがある。

このため、県民の命を守る防災・減災対策に必要な予算の本県への重点的な配分が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 県民の安全・安心の確保や地域の活性化と豊かな暮らしの実現
- ◇ 大規模災害に備えた防災・減災対策の推進

県担当部署：土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室

県民が安全・安心に暮らすための社会資本の整備

災害は必ず発生する!

道路

災害時に孤立集落の発生や
医療対応、物資等の輸送に支障

平成29年 (主) 西条久万線(西条市)



県管理道路の
要防災対策箇所の
整備状況
(H30年度末)



砂防

ランクIの箇所数全国第8位

平成30年7月豪雨の土砂災害を
教訓に、更なるハード整備が必要

平成30年7月豪雨 (砂) 戸板川(今治市)



土砂災害危険
箇所(ランクI)
のハード整備
対策状況
(H30年度末)



海岸

津波の想定高さの見直しにより
今以上に防護・減災のための整備が必要

「愛媛県海岸保全基本
計画(H27改定)」におけ
る重点整備による防護
される面積の状況
(H30年度末)

平成16年 三崎港海岸(伊方町)



全国第5位の海岸延長

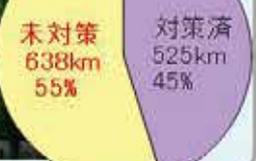
河川

洪水や津波等による被害発生への恐れ

平成30年7月豪雨 (一) 肱川 大洲市



県管理河川の
要防災対策箇所の
整備状況
(H30年度末)



全国第6位の河川延長

大規模災害が経済活動へもたらすダメージを最小化するために

愛媛から全国へ! そして海外へ!

- 日本シェアNo. 1
 - ・今治造船(造船)
 - ・大王製紙(紙類)
 - ・マダイ(養殖)

- 世界シェアNo. 1
 - ・東レ(愛媛工場) (高性能炭素繊維)
 - ・住友化学(愛媛工場) (高純度アルミナ、高純度アルミニウム)
 - 他多数

大規模災害が
発生すると...

愛媛、そして四国が孤立し
経済活動の低下が全国に波及

大規模災害に備
えた防災・減災対
策を加速



ミッシングリンクの早期解消など

大規模災害から県民の命を守り、地域の経済を維持するため、
真に必要な防災・減災対策を早急に進める!

5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進

【内閣府・総務省・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

- (1) 社会インフラの戦略的な維持管理・更新に関する予算の確保及び愛媛県への重点的な予算配分を行うこと。
- (2) 戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と、新技術の開発等の状況をふまえ、効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みを進めること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○社会インフラの戦略的な維持管理・更新に関する予算の確保及び愛媛県への重点的な予算配分

本県における道路、河川、港湾などの社会インフラは、今後、老朽化の目安となる建設後 50 年を経過する割合が、急速に増加するとともに、現状においても修繕の必要な施設の割合が概ね 4 割を超え、老朽化が加速している状況である。

このため、道路法や河川法、港湾法等の改正により定期点検や適切な維持修繕が明確化されたメンテナンスサイクルの確実な実施が必要となるが、計画的な施設の延命化、維持・更新に係るトータルコストの縮減、平準化につながる予防保全など、戦略的な維持管理・更新を進めるには、費用の確保が必要不可欠であり、維持管理・更新に関し、補助金・交付金・公共施設等適正管理推進事業債を含めた予算の総額確保及び本県への重点的な予算配分が必要である。

○戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充

今後、老朽化施設が急速に増加することから、安全・安心や地方創生に資する適切な維持管理・更新には費用の確保が必要となるため、道路事業における個別補助事業の更なる要件緩和や、現在対象外となっている港湾施設・ダム・堤防・県営住宅等の法定点検にかかる費用、航路の浚渫、ダムの堆砂対策等の施工費用などが交付金や公共施設等適正管理推進事業債の対象となる制度の拡充が必要である。

○新技術の開発等の状況をふまえた効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みの推進

平成 25 年度以降、橋梁点検においては法定化された点検が一巡したことから、点検項目の見直しなど、技術的助言が行われたところである。ICTやAIの活用をはじめとした新技術の開発等が進められていることから、その他の公共土木施設においても、これまでの点検結果を踏まえ、品質を確保したうえで効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みの推進が求められる。

【実現後の効果】

- ◇ 県民の安全・安心の確保
- ◇ 社会インフラの戦略的な維持管理・更新

県担当部署：土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室

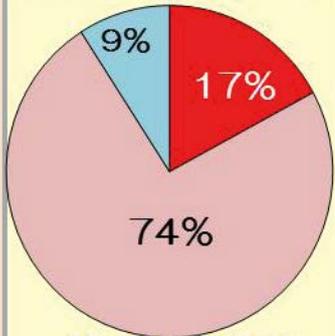
社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進

主な施設の点検結果と老朽化の状況

■ : 修繕が必要
■ : 当面は修繕が不要
■ : 予防的な修繕が必要
■ : 修繕が不要

〔橋梁〕

点検施設数：2,164橋



91%の施設の修繕が必要

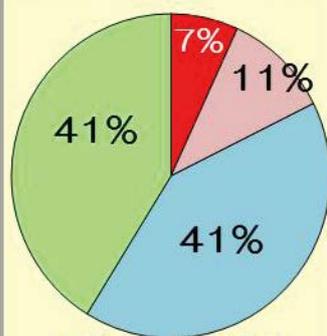
橋梁（腐食）



〔河川管理施設〕

（水門・樋門）

点検施設数：658施設



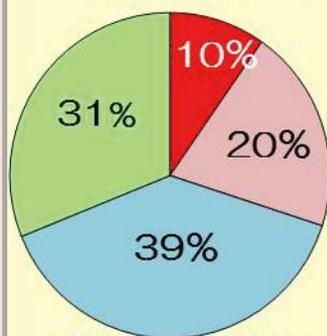
18%の施設の修繕が必要

堰



〔港湾施設〕

点検施設数：1,733箇所



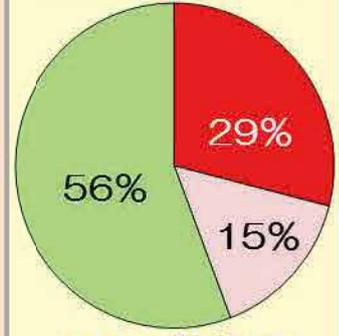
30%の施設の修繕が必要

岸壁



〔県営住宅（外壁）〕

点検施設数：262棟

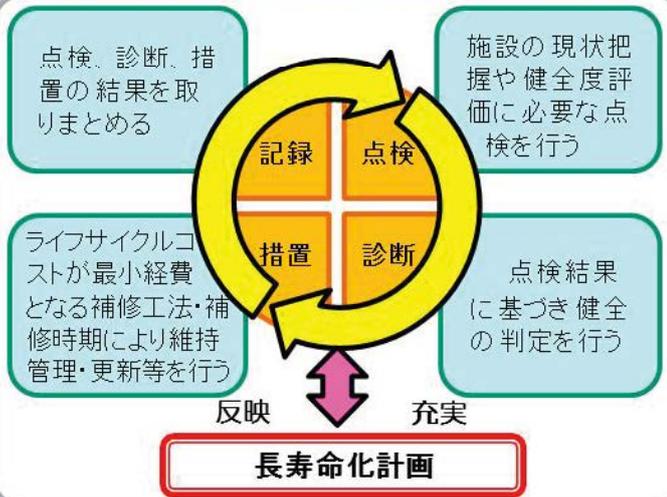


44%の施設の修繕が必要

県営住宅



維持管理・更新に係る財政支援等



メンテナンスサイクルを確実に行うためには

交付要件の緩和や制度の拡充
 現在、交付金の対象外となっている港湾施設やダム・堤防等の法定点検費用や、航路の浚渫・河川堤防や護岸等の施工費用など

効率的・経済的な手法の促進

ICTやAIによる新技術の積極的な活用

これまでの結果を踏まえた点検項目の見直しなど

安全・安心や地方創生に資する適切な維持管理・更新

衰退する地域を活性化するには、社会インフラを良好な状態で持続的に活用することが必要不可欠！

5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進

【内閣府・財務省・農林水産省（水産庁）・国土交通省】

【提案・要望事項】

海岸保全施設の地震・津波対策が遅れている愛媛県において必要な整備が着実に進むよう事業費を確保すること。

- (1) 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保
- (2) 全国第3位の海岸保全区域を有する本県への予算の重点的な配分

【現状と課題（背景・理由等）】

○海岸保全施設の現況

本県では、延長約1,189kmにも及ぶ全国3位の海岸保全区域を有する中、これまで被害が頻発している高潮・波浪への対応を主眼として、海岸保全施設の整備に取り組んできたが、南海トラフ地震により最大で5mを越える津波が到達すると予測されている宇和海沿岸を中心に、県下の約3割（362km）で堤防高さが不足している。

また、瀬戸内沿岸の干拓地や埋立地等では、地盤の液状化による堤防の沈下や倒壊により地震発生直後の浸水が懸念されているなど、県内の全域において海岸保全施設の地震・津波対策が急務となっている。

○南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進

本県では、東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震の発生に備えるため、発生頻度の高い津波を対象にした設計津波水位の設定や海岸堤防等の耐震調査を行い、地震・津波に対応した海岸保全基本計画を平成27年9月に策定している。

本計画では、県民の尊い生命や財産を守るため、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策を推進するとともに、防護面における緊急性や背後の重要度、さらに背後地における防災上重要施設の立地状況の観点から選定した「重点整備海岸」の整備を推進している。

甚大な津波被害が懸念される愛南町御荘地区では、早期に目指すべき人命の保護や速やかな地域の復興のために必要な堤防の「段階的整備」を基本とした整備方針を策定し、令和2年度より堤防工事に本格着手する予定である。

このような海岸保全施設の地震・津波対策には膨大な費用を要することから、国の支援が必要不可欠である。

【実現後の効果】

- ◇ 南海トラフ地震の発生に備えた防災・減災対策の推進
- ◇ 県民の安全・安心な暮らしの確保

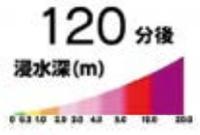
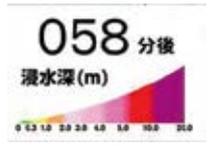
県担当部署：農林水産部 農業振興局 農地整備課
農林水産部 水産局 漁港課
土木部 河川港湾局 港湾海岸課

南海トラフ地震に備えた海岸保全施設の整備促進

南海トラフ地震に備えた海岸保全施設の整備促進

愛媛県の海岸線延長 約1,700km
(全国第5位)

愛媛県地震被害想定調査
(最大クラスの津波)

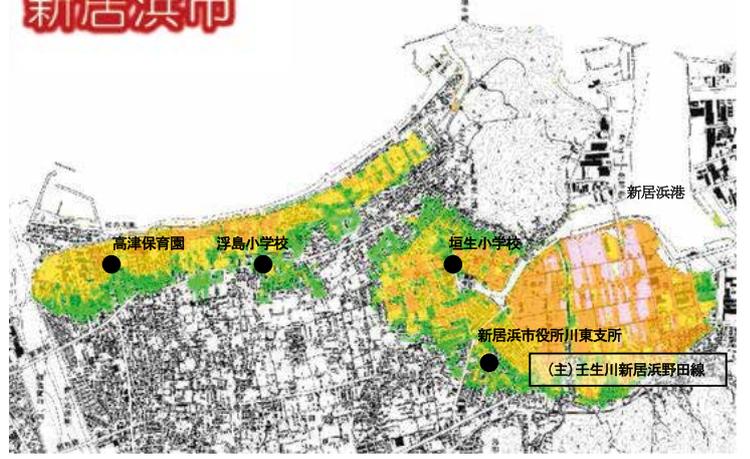
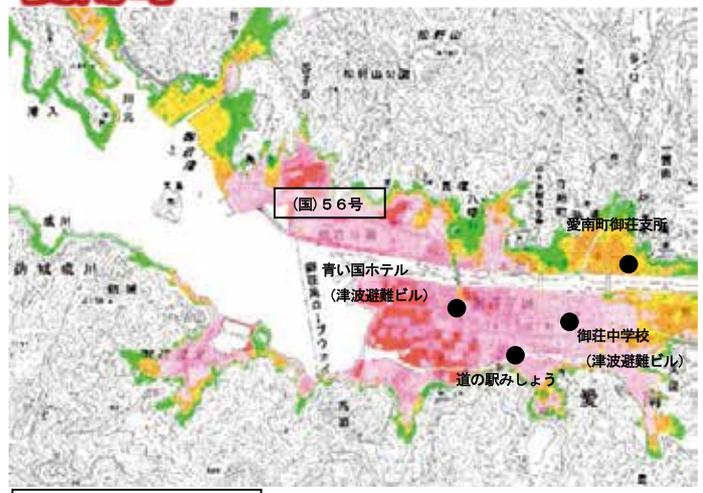


最大津波水位 16.7m
浸水面積 771ha(浸水30cm以上)

最大津波水位 3.3m
浸水面積 794ha(浸水30cm以上)

愛南町

新居浜市



宇和海沿岸では、津波高が高く、堤防高さの不足が懸念

初期地盤沈下に加え、津波高が高く到達時間の早い津波により浸水が発生

瀬戸内海(燧灘)沿岸では、液状化が懸念

地震直後に、液状化等に伴う堤防等の倒壊により浸水が発生

愛媛県下 約1,700km の海岸【全国第5位】

海岸保全区域 1,189km 【全国第3位】

整備対象海岸 378海岸(446地区)340km
今後整備すべき海岸
津波や高潮に対して堤防高が不足している箇所等のうち、背後地に保全対象のある箇所を抽出

重点整備海岸 71海岸(103地区)130km
概ね20年間に重点的に整備すべき海岸
整備対象海岸のうち、以下の3つ全てに該当する箇所を選定
・津波からの避難時間の確保が困難な箇所や高潮により頻繁に越波や浸水被害が発生する等、特に緊急性が高い箇所
・背後地に人家が密集しているなど、重要度が高い箇所
・1次緊急輸送道路や官公署、病院など、災害応急活動時における重要施設を保全

※設計津波水位に対する堤防等の状況(全所管海岸)

	海岸保全区域(A)	堤防高不足延長(B)	堤防高不足割合(B)/(A)	設計津波水位(T.P+m)	最大堤防不足高
愛媛県沿岸計	1,190km	362km	30%	2.4m ~ 5.4m	5.5m(愛南町)
うち 宇和海沿岸	510km	247km	48%	2.4m ~ 5.4m	5.5m(愛南町)
うち 瀬戸内海沿岸	680km	115km	17%	2.7m ~ 3.3m	1.2m(今治市)

・堤防不足延長及び不足高は初期地盤変動量を考慮している(地盤の液状化は含まない)。

※さらに、瀬戸内海沿岸では、海岸堤防等の耐震化(液状化対策)が必要

5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[5] 土砂災害対策の推進

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

土砂災害対策事業費の確保

- ・豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を促進するための予算の総額を確保するとともに愛媛県へ重点的に配分すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○多くの土砂災害危険箇所と低い整備水準

愛媛県は、マサ土等の脆弱な地質のうえ、急峻な地形のため土砂災害危険箇所が 15,190 箇所と非常に多く、このうち保全人家5戸以上等のランクⅠの 6,796 箇所（全国第8位）に限ってもハード整備率は約3割に留まっている。

○土砂災害の頻発・激甚化

近年、全国各地で人命に関わる甚大な豪雨等の被害が発生しており、本県においても、平成30年は、西日本豪雨により県内各所で土石流等が多発し17名の尊い命が失われるなど、土砂災害が頻発・激甚化している。

○重要インフラ施設等保全の強化

今後も気候変動の影響により災害の更なる頻発・激甚化が懸念される中、一旦被災すると復旧までに時間を要する重要インフラ施設等を保全する砂防施設整備を強化する必要がある。

○県独自の検討委員会の設置

西日本豪雨において、愛媛県では土砂災害で亡くなった17名（10か所）のうち15名（8か所）は、県が土砂災害警戒区域等に指定したにも関わらず災害に巻き込まれ、住民の避難行動のあり方が課題となったことから、県では、学識経験者や危機管理担当、民間の防災士など9名から組織される「警戒避難体制強化のための土砂災害対策検討委員会」を設置して3回の検討委員会を行い、検討結果を取りまとめた。（31年3月）

○土砂災害危険度情報等の提供強化

切迫した危険を周知するため、様々なメディアによる土砂災害危険度情報の提供や、警戒区域を明示する看板の設置等が必要である。

○災害情報リテラシー（知識・理解度）の向上

土砂災害警戒情報等の様々な災害情報について、正しく理解し活用してもらうため、砂防学習会や避難訓練における講習会など防災教育を拡充する必要がある。

【実現後の効果】

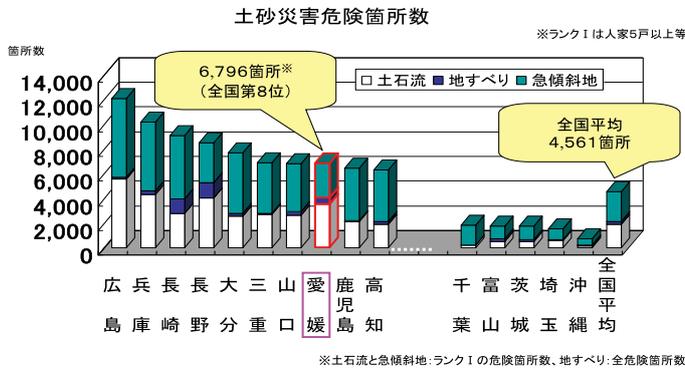
- ◇ 安全が確保され、安心して生活できる快適な暮らしの実現

県担当部署：土木部 河川港湾局 砂防課

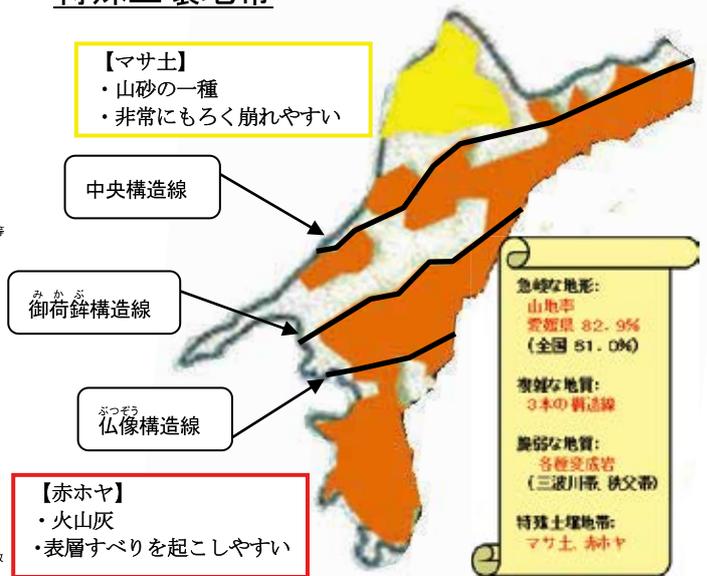
○土砂災害危険箇所数

愛媛県 15,190箇所(全国第14位)

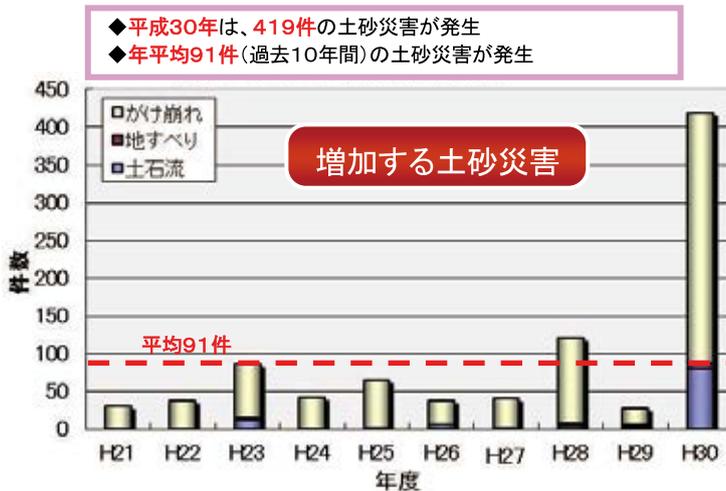
ランクI (保全対象人家5戸以上等)の危険箇所数は全国第8位!



○急峻な地形、複雑・脆弱な地質、特殊土壌地帯



○愛媛県の土砂災害発生状況



○大洲市の周知看板



土砂災害警戒区域等の看板を電柱に設置して周知

○警戒避難体制強化のための土砂災害対策検討委員会

(国土交通省・砂防部)

「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」を設置 (30年7月27日)

(愛媛県・砂防課)

↓ (国の委員会の結果を踏まえつつ並行して設置)

「警戒避難体制強化のための土砂災害対策検討委員会」を設置

(目的)

土砂災害の被害の実態と、警戒避難体制を強化し、確実な避難を促すため、より実効性のある土砂災害警戒情報等のあり方を検討する

※より地域特性にあったものとするため、学識経験者3名に加え、民間1名(自主防災組織)、危機管理部局3名、砂防担当者2名の計9名により構成

報告書骨子

- 危険な土地の周知 (身近にある土砂災害の危険を伝える。)
- 切迫した危険度の周知 (情報を分かりやすく伝える、確実に届ける)
- 防災教育 (命を守る知識・判断・行動・備え)



5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[6] 治水事業の推進

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

治水事業費の確保

- (1) 県民の生命や財産を守るため、洪水の発生に備えた河川整備に必要な事業費の確保と、ダムの堆砂除去への財政支援を行うこと。
- (2) 大規模氾濫に対する避難体制を構築する上で根幹となる洪水浸水想定区域図策定や洪水ハザードマップ等のほか、新たな課題にも即応したソフト対策に必要な事業費の確保を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○本県の現状（長い河川管理延長と低い整備水準、水害の頻発・激甚化）

愛媛県が管理する河川延長は、全国第6位の3,072kmを有しているが、河川の整備率は45.1%と依然低水準にあることや、脆弱な地質に加え、河川の多くが短く急流で、豪雨による洪水時には、堤防・護岸等の決壊や氾濫により幾度となく県民の生命や財産が危険にさらされている。

西日本豪雨では、本県でも各所で河川が氾濫し、尊い命が失われるなど、全国同様水害が頻発・激甚化していることから、水害リスクに備えるハード・ソフト一体となった治水事業の推進が急務である。

○洪水の発生に備えた河川整備、ダムの堆砂除去の推進

西日本豪雨により浸水被害があった河川（肱川、立間川など）の再度災害防止対策や、事前防災対策として、洪水を安全に流すための河川整備、越水しても堤防決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造の強化のための事業費の確保が必要である。併せて、堆砂が著しく、洪水調節機能に支障が生じる可能性があるダムの堆砂除去への財政支援が必要である。

○大規模氾濫に対する避難支援体制強化の推進

平成27年9月関東・東北豪雨を受け、「水防災意識社会」再構築の取組みを推進するため、県・市町等関係機関が連携して、大規模氾濫減災対策協議会を設立し、ハード対策と一体的・計画的に地域の防災力向上に取り組んでいる。

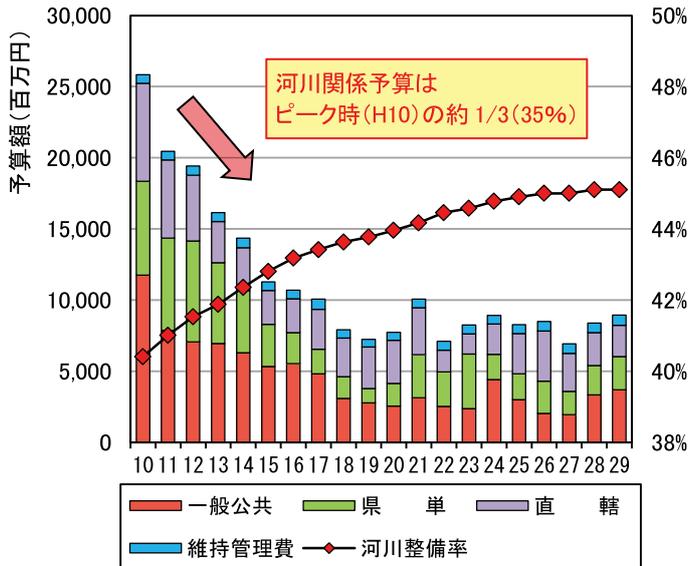
しかし、西日本豪雨では、避難を支援する情報が住民に理解されていないこと等の理由から逃げ遅れた住民が多く存在することが改めて明らかになったため、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップ等による「危険の周知」、水位計、監視カメラの設置による「切迫した危険性の周知」、防災教育の促進による「防災意識の向上」等、住民の速やかな避難につながる支援体制の強化に必要な事業費の確保が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 安全が確保され、安心して生活できる快適な暮らしの実現
- ◇ 大規模氾濫に対して命を守る避難体制の構築

県担当部署：土木部 河川港湾局 河川課

◎河川関係予算と河川整備



◎県内河川の浸水状況



(二) 立間川水系河内川 (宇和島市)
平成30年7月 西日本豪雨

◎西日本豪雨による浸水被害河川

今治市	戸板川、井口本川、鴨川、中川
大洲市	肱川、矢落川、清永川、嵩富川 外29河川
内子町	小田川、中山川、麓川
八幡浜市	千丈川、喜木川
西予市	肱川、山瀬川、深々川、西川 外4河川
宇和島市	立間川、三間川、内平川、芳原川 外6河川
鬼北町	広見川、大宿川
松野町	広見川
愛南町	惣川、赤木川、増田川、篠川、小山川
5市4町	66河川(肱川、広見川は1河川で計上)

◎ダムの堆砂状況

平成31年3月31日現在

ダム名称	鹿森ダム	黒瀬ダム	玉川ダム
経過年数	56	46	48
① 総貯水容量内堆砂量 (千m ³)	581	4,632	838
② 計画堆砂容量 (千m ³)	280	2,000	800
洪水調節容量 (千m ³)	1,210	8,000	2,300
堆砂率 (%) ①/②	207.4	231.6	104.8
今までの土砂撤去総量 (千m ³)	31	136	103

◎大規模氾濫に対する避難支援体制強化の推進

～水防災意識社会再構築の取組～

■大規模氾濫に関する減災対策協議会

◎県内10協議会を設置
◎地域の取組方針を策定

減災対策協議会

地方水防連絡協議会

国土土木事務所 警察
市町 消防

市町長

オブザーバー
国土交通省 気象台

※各機関において構成員が異なる場合がある。

「地域の取組方針」を作成

「逃げ遅れゼロ」達成を目標

目標達成に向けた取組

- 情報伝達、避難計画等に関する取組
- 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

大規模氾濫への避難支援体制強化

■ソフト対策の拡充

- 危険水位設定
- 洪水浸水想定区域図



- 水位計、河川監視カメラ増設

西日本豪雨で
明らかとなった新たな課題に対応

- ◎リスク情報の空白地帯の解消
- ◎認識しやすい防災情報・避難行動につながるリアルタイム情報の充実
- ◎災害を我がことと考えるための取り組みの強化

5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[7] 災害に強い森林づくりを目指した山地防災力の強化について

【農林水産省（林野庁）】

【提案・要望事項】

災害に強い森林づくりを推進するため、治山事業並びに森林整備事業の予算を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

近年、全国各地で記録的な豪雨が多発しており、急峻な地形で森林率が高く、脆弱な地質である本県においては、ひとたび災害が発生すると激甚な被害を及ぼすことになる。

このような豪雨による山地災害や流木被害等に備えるためには、災害に強い森林づくりが重要であり、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害を受け、そうした森林づくりを求める県民の声も大きくなっているところであるが、予防的な対策を計画的に実施するための予算が不足している状況にある。

○ 治山事業の推進

本県では、西日本豪雨災害で大規模な山地災害が発生し、この復旧には 3～5 年を要すると想定している。

今後、このような災害に備え、山地防災力を強化するためには、適切な治山施設の設置や、土石流・流木に対する対策を、有機的に組み合わせて山地災害を効果的に防御する複合防御型治山対策を計画的に推進していく必要がある。

○ 森林整備事業の推進

間伐等による森林の適切な密度管理を行い、根系や下層植生の発達を促すとともに、過去の経験やこれまでの技術的知見の蓄積を踏まえ、立地条件に応じた森林整備を推進していく必要がある。

また、治山事業や森林整備事業の実施による山地防災力の強化に欠かすことのできない林道整備を推進していく必要がある。

【愛媛県内の取組】

林野庁補助事業のほか、県の森林環境税も活用し、災害に強い森林づくりのため、治山事業と森林整備事業を両輪に、水源涵養や土砂流出防止など公益的機能を持続的に発揮できる健全な森林づくりに取り組んでいるところである。

【実現後の効果】

- ◇ 災害に強い森林の形成
- ◇ 県民の安全・安心な暮らしの確保

県担当部署：農林水産部 森林局 林業政策課・森林整備課

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害の状況



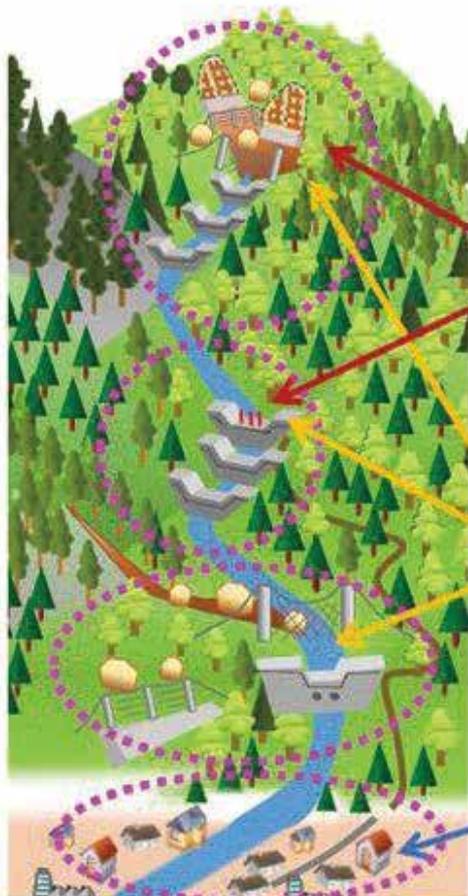
西予市宇和町明間（人家全壊2戸、半壊1戸）



復旧イメージ



具体的な対策



複合防御型治山対策の推進

溪流の特性や、地形、脆弱な地質の分布状況等に応じて、各対策を有機的に組み合わせて効果的に実施

脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策

- 保安林の適正な配備
- 間伐等による根系等の発達促進
- 土留工等のきめ細かな施工
- 治山ダムを階段状に設置
- 必要に応じた航空緑化工の採用等

巨石等への対策・流木対策

- 流木捕捉式治山ダムの設置等による流木対策の実施
- ワイヤーによる巨石の固定や流下エネルギーに対応したワイヤーネットによる防護工、治山ダムの整備
- 既設治山ダム等に異常堆積している土石・流木の排土・除去

ソフト対策の強化

- 航空レーザ計測等の活用、地域住民等との連携等による山地災害危険地区等の定期点検の実施
- 山地災害発生リスクに関する情報の周知徹底

5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について

[8] 水道施設の防災対策等の推進

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

水道施設の防災対策等の推進

県内自治体では、南海トラフ大地震等への災害に備えた水道施設の耐震化に加え、平成30年7月豪雨により明らかとなった土砂・浸水災害及び停電への対応など、多岐にわたる防災対策を講じる必要性が高まっており、優先順位をつけ計画的に取り組んでいるところであるが、厳しい財政状況にあることから、早期実施に向けた積極的な財政支援を講ずること。

(1) 土砂・浸水災害対策等の推進

- ・水道水源開発等施設整備費補助金において3箇年度に限定されている防災対策工事に係る補助メニューを恒久的なものとする。
- ・現行の浄水場等に加え、ポンプ場及び配水池も補助対象とすること。
- ・資本単価撤廃等採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援を拡充すること。
- ・災害に備えて、国が浄水機能を担う機器等一式を備蓄し、貸出可能な体制を整備し、浄水機能の早期復旧への対応策を講ずること。

(2) 耐震化の促進

- ・生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定も交付の対象とすること。
- ・資本単価撤廃等採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援を拡充すること。
- ・耐震化の早期整備を図るため、引き続き要望額を満額確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○背景

平成30年7月豪雨により、県内各所で、土砂の流入や冠水などにより水道施設が被災し、最大で12市町、31,068世帯、63,856人の断水が発生した。特に土砂流入により壊滅的な被害を受けた吉田浄水場は、1箇月にわたり断水するなど、県民生活に多大な支障が生じたため、水道施設の強靱化対策を講じる必要がある。

また、吉田浄水場の代替浄水設備は、厚生労働省・東京都をはじめ関係者の多大な協力を得て、ろ過機や配電盤、送水ポンプを早期調達し、約1箇月弱で復旧できたが、全国で災害が同時に多発した場合は、現状の機器等の在庫では不足し、早期復旧が実現できなくなる恐れがある。

さらに、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震に備え、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき重要課題であり、特に救命や医療救護消火活動等に支障をきたさぬよう水道施設の機能維持が求められている。

○現状

国では、平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、災害拠点病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設の災害対応状況について「緊急点検」を実施し、基幹となる浄水場など特に優先度が高い施

設を対象に、3箇年度(2018~2020)にわたり緊急対策を行う財政支援を講じている。

また、平成 29 年度末における県内の水道施設の耐震化率は浄水場：53.9%（全国 5 位）、配水池：59.7%（同 13 位）、基幹管路の耐震適合率：29.2%（同 36 位）となっている。各市町は耐震化整備に取り組んでいるものの、財政事情等により耐震診断や耐震化計画策定が進んでいない。さらに、山間部や半島部に小規模施設が点在し、施設の集約化が困難といった地理的条件も重なり、基幹管路の整備は大幅に遅れている。浄水場や配水池は、基幹管路に比べると整備は進んでいるが、完了には程遠く、早期整備のためには、国の財政支援が必要不可欠である。

【愛媛県内の取組】

○水道水源開発等施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用

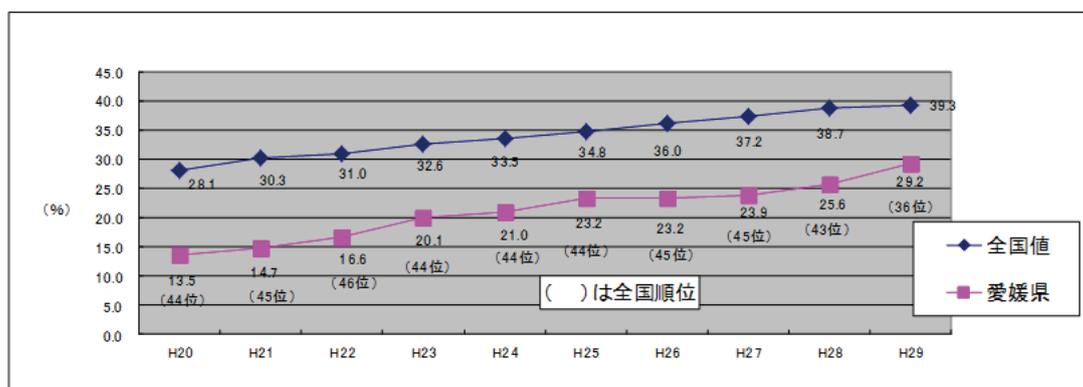
当該補助金及び交付金については、補助対象外や採択要件を満たさないなどの理由で補助金等を活用することができない場合が多く、また、活用できたとしても多額の自己財源が必要であり、整備投資へ大きな負担を強いられている。加えて、当該補助金は、防災対策工事に係る補助メニューが新設されたものの、支援が3箇年度（2018~2020）に限定されており、十分な防災対策を講ずることが困難な状況となっている。

【実現後の効果】

- ◇大規模な土砂災害等発生時の施設被災の防止
- ◇災害時における浄水機能の早期復旧の実現
- ◇「えひめ震災対策アクションプラン」に掲げている平成 36 年度末までの基幹管路の耐震適合率 45%の目標に向けた整備の促進

県担当部署：県民環境部 環境局 環境政策課

上水道の基幹管路耐震適合率推移状況（H20~H29）



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国値	28.1	30.3	31.0	32.6	33.5	34.8	36.0	37.2	38.7	39.3
愛媛県	13.5	14.7	16.6	20.1	21.0	23.2	23.2	23.9	25.6	29.2

6 公共施設等の耐震化の促進について

[1] 学校施設の耐震化の促進

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 公立学校施設の耐震化（非構造部材を含む）

- ・公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の拡充を図ること。
- ・公立高等学校についても、公立小・中学校等施設と同様に補助対象とすること。
- ・年度当初から円滑に整備事業が行われるよう、耐震化を含む公立学校施設整備費の十分な当初予算額を確保すること。

(2) 私立学校施設の耐震化（非構造部材を含む）

- ・私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○学校施設耐震化の必要性

学校施設は、いざというときに子どもの命を守ると同時に、平成 28 年 4 月の熊本地震や 23 年 3 月の東日本大震災に際しては、地域住民の応急避難場所として大きな役割を果たすなど、その安全性の確保は極めて重要である。

愛媛県においても、これまで各設置者において学校施設の震災対策に取り組んできたが、県内の学校施設については、市町立・私立の校舎等で耐震化が完了しておらず、また、非構造部材の耐震化にも積極的に取り組んでいく必要がある、喫緊の課題となっている。

※非構造部材とは、天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス等を指す。

【愛媛県内の取組】

○公立小・中学校等の取組

公立小・中学校等では、地震防災対策特別措置法改正法により、耐震化にかかる財政支援の拡充が図られ、大規模地震の際に倒壊等の危険性の高い建物から耐震化工事を実施しているが、同法は令和 2 年度末までの時限立法であり、文部科学省では耐震化未実施の建物が残っている設置者に対し、速やかに耐震化を完了するよう要請している。

本県においては、各設置者が、厳しい財政状況の中、積極的に取り組んでいるが、耐震化を要する学校施設が多く、また、非構造部材の耐震化については、地震特措法による財政支援の拡充もないなど、全棟の耐震化は未だ目処が立っておらず、早期に完了させるためには補助制度の更なる拡充が必要である。

また、年度当初から円滑に整備事業が行われるよう、耐震化を含む公立学校施設整備費について、十分な当初予算額が確保される必要がある。

○公立高等学校の取組

公立高等学校等については、平成 29 年度末をもって耐震化が完了し、非構造部材についても、緊急性の高い箇所から優先的・計画的に耐震対策を実施しているところだが、施設の経年劣化に伴い、新たに対策が必要となる箇所が増加しているなど、財源確保が課題となっている。

○私立学校の取組

本県では、27年度から、学校法人が私立学校施設に行う耐震診断に係る費用の一部を補助する制度を創設し、さらに28年度から、耐震補強及び耐震改築に係る費用の一部を補助する制度を創設したが、私立学校においては、少子化による園児・生徒数の減少により大変厳しい経営を強いられており、多額に上る耐震補強・耐震改築費用の確保が困難な状況にある。

文部科学省においては、平成30年度までとなっていた私立高等学校等の耐震改築に対する補助制度を2年間延長し、32年度までとしたものの、私立学校が計画的に耐震化に取り組むためには、耐震補強及び耐震改築に係る補助制度の拡充や更なる延長が求められる。

【実現後の効果】

- ◇ 児童生徒、地域住民の安全、安心の確保
- ◇ 公立小・中学校と同様の財政措置が講ぜられることにより、耐震化目標の達成に向けた耐震補強工事等の一層の進捗

県担当部署：(1) 教育委員会事務局 指導部 義務教育課
 (2) 総務部 総務管理局 私学文書課
 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課

学校施設の耐震化の現状

区 分	公立学校耐震化率			私立学校耐震化率		
	愛媛県	全 国		愛媛県	全 国	
小・中学校	95.2%	1,421/1,493 棟	99.1%	100.0%	5/5 棟	96.8%
幼稚園等	95.2	60/63	94.7	87.9	116/132	90.4
高等学校 (中等教育学校含む)	100.0	421/421	98.2	81.1	90/111	88.9
特別支援学校	100.0	55/55	99.4	—	—	100.0
計	96.3	1,957/2,032	98.4	85.1	211/248	90.3

※ 数値については、30年4月1日現在。

非構造部材の耐震化の現状

区 分	公立学校耐震化率			私立学校耐震化率		
	愛媛県	全 国		愛媛県	全 国	
小・中学校	6.7%	27/401 校	39.6%	50.0	2/4 校	35.7%
幼稚園等	7.8	5/64	39.8	37.1	39/105	32.6
高等学校 (中等教育学校含む)	71.4	40/56	36.9	41.2	7/17	35.6
特別支援学校	40.0	4/10	39.2	—	—	28.6
計	14.3	76/531	39.4	38.1	48/126	33.1

※ 数値については、30年4月1日現在。

6 公共施設等の耐震化の促進について

[2] 警察施設の耐震化の促進

【国土交通省・警察庁】

【提案・要望事項】

警察施設の耐震化の促進

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充等を図ること。
- ・警察庁の耐震化補助金について、継続的に予算を確保すること。
- ・耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○警察施設の耐震化等の必要性

本県では防災・減災対策を最大の課題として取り組んでいるところであるが、警察施設は地震発生時等には情報収集活動や人命救出作業等、災害対策の拠点となる施設であることから、将来発生することが懸念される南海トラフ巨大地震等に備え、耐震性が低い警察施設の建替え又は耐震化が喫緊の課題となっている。

○耐震改修の取組

耐震診断結果等により耐震改修を行うこととした施設については、今後も計画的に耐震化を進める必要があり、長期間にわたる財政負担が必要となることから、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付率の更なる嵩上げ（2/5→1/2）を行うとともに、制度の恒久化を要望する。

また、警察庁の耐震化補助金についても、継続的に予算を確保することが必要である。

○建替えによる耐震化の取組

耐震診断の結果、極端な強度不足等耐震改修が困難な施設及び老朽化が著しい警察施設の建替えが必要である。計画的な建替えを進めるため、警察施設の建替えに対する警察庁の補助金の確保が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 大規模災害発生時等において、警察がその職責を果たすためには、警察施設の機能維持による業務の継続性が担保されていなければならない。警察署等警察施設の耐震化を図ることにより、発災時における被災者の救出救助、避難誘導、緊急交通路の確保などの警察活動を円滑に行うことが可能となる。

県担当部署：警察本部 警務部 会計課

○本県警察施設(県有)の現状

耐震診断結果等による整理

耐震化の対象施設(3階建以上かつ1,000㎡以上)		20棟
上記のうち	S56.5以降の建築で新耐震基準に適合している施設	9棟
	建替え、耐震改修済み又は事業化している施設 ・今治署(H25.11建替え完了)、西条西署(H28.11建替え完了)、伊予署(H29.1耐震改修完了) 伯方署・八幡浜署(H30.12耐震改修完了) ・松山東署(H30設計着手)、宇和島署(R1建替え完了予定)	7棟
	建替えが必要な施設 ・新居浜署(東予地区ブロック署)	1棟
	耐震改修が必要な施設 ・久万高原署、第二庁舎、内子交番	3棟

○耐震化に対する交付金等の現状と要望

・社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金【国土交通省】

現 状		要 望	
対 象	交付率	対 象	交付率
「愛媛県耐震改修促進計画」で要安全確認計画記載建築物に位置付けた警察庁舎	<u>工事費の2/5</u>	同 左	<u>工事費の1/2に嵩上げ</u>
※令和5年3月31日までの設計着手が要件		※制度の恒久化	

・都道府県警察施設整備費補助金(耐震化事業)【警察庁】

警察本部・警察署の耐震化(国庫補助対象建物)	一般会計予算の範囲内における一部補助	・耐震改修工事費と(45,030円/㎡)×対象面積のいずれか低い額に5/10を乗じた額【要望 継続】
------------------------	--------------------	--

○ 建替え、耐震改修予定警察施設

宇和島警察署(建替え)



松山東警察署(建替え)



新居浜警察署(建替え)



久万高原警察署(耐震改修)



第二庁舎(耐震改修)



内子交番(耐震改修)



6 公共施設等の耐震化の促進について

[3] 県庁舎等の耐震化の促進

【国土交通省・総務省】

【提案・要望事項】

県庁舎等の耐震化の促進

- (1) 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)における施設の耐震化に係る制度の更なる拡充等を図ること。
- (2) 緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債における施設の耐震化に係る制度の拡充等を図ること。

【現状と課題(背景・理由等)】

○県庁舎の耐震化の必要性

本県では、最重要課題として防災・減災対策に取り組んでおり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正(平成25年11月)等を踏まえ、公共施設等の耐震化を推進している。

県庁舎については、大規模災害発生時にインフラ施設の復旧や保健医療等の応急対策などを担う重要施設であるものの、本県庁舎の耐震化率は56.3%(平成31年3月31日現在)と、全国平均の92.8%(消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」平成30年11月公表)を大きく下回っており、今後、耐震基準を満たしていない県庁舎の耐震化を計画的に進めるため、安定的な財源確保が喫緊の課題となっている。

○防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の拡充等

県庁舎の耐震改修及び建替えを計画的に進めるためには、長期にわたり多額の財政負担が必要となることから、防災・安全交付金の交付率の嵩上げ(2/5→1/2)を行うこと。

また、建築物の除却に関する事業は、昭和56年の新耐震基準導入前に建設されたものについて、耐震診断を不要とすること。

以上のとおり要件を拡充するとともに、必要な財源確保及び制度の恒久化を要望する。

○緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の拡充等

緊急防災・減災事業債は、県庁舎について一部改築又は増築のみを対象としているが、極端な耐震強度不足や老朽化等により耐震改修が困難な場合の建替えについても同事業債の対象とすること。

また、公共施設等適正管理推進事業債は、耐震化が未実施の市町村庁舎の建替えを対象としているが、併せて県庁舎も対象とするとともに、建築物の除却事業のうち、昭和56年の新耐震基準導入前に建設されたものについて、交付税措置の対象とすること。

以上のとおり要件を拡充するとともに、必要な財源確保及び制度の恒久化を要望する。

【実現後の効果】

- ◇ 防災拠点となる県庁舎等の耐震化に必要な財源が確保され、耐震化を計画的に行うことが可能となり、大規模災害発生時における防災力の向上につながる。

県担当部署：総務部 総務管理局 総務管理課

○県庁舎の現状 (H31. 3. 31 現在 ※全国はH30. 3. 31 現在)

区分	棟数	耐震化済	耐震化率
愛媛県	16	9	56.3%
全国	2,183	2,025	92.8%

○耐震化されていない県庁舎 (H31. 3. 31 現在)

	施設名	所在地	建築年(経過年数)	最低Is値	倒壊・崩壊の危険性
1	本庁舎(本館)	松山市	昭和4年(築90年)	0.34	ある
2	本庁舎(第二別館)	松山市	昭和41年(築53年)	0.08	高い
3	本庁舎(議事堂)	松山市	昭和57年(築37年)	0.39	ある
4	今治庁舎	今治市	昭和44年(築50年)	0.24	高い
5	大洲庁舎	大洲市	昭和40年(築54年)	0.27	高い
6	四国中央庁舎	四国中央市	昭和50年(築44年)	0.27	高い
7	久万高原庁舎	久万高原町	昭和42年(築51年)	0.28	高い

構造耐震指標(Is値) ① 0.3未滿→高い ② 0.6以上→低い ③ ①,②以外→ある

出典: 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針(H18.1.26国土交通省告示第184号)

○県庁舎の耐震化等に対する交付金・地方債の現状と要望

・防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)【国土交通省】

現状		要望	
対象	交付率	対象	交付率
「愛媛県耐震改修促進計画」で要安全確認計画記載建築物に位置付けた県庁舎	<u>工事費の2/5</u>	同左	<u>工事費の1/2に嵩上げ</u>
※平成31年3月31日までの設計着手が要件		※制度の恒久化	

・防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)【国土交通省】

現状		要望	
対象	内容	対象	内容
除却に関する事業	<u>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</u>	同左	<u>昭和56年の新耐震基準導入前に建設された建築物</u>

・緊急防災・減災事業債【総務省】

現状		要望	
対象	期間	対象	期間
公共施設及び公用施設(県庁舎を含む)の耐震改修	<u>令和2年度まで</u>	<u>耐震改修が困難な場合の建替えを対象とする</u> 【拡充】	<u>恒久化</u>

充当率100%、交付税措置率70%

・公共施設等適正管理推進事業債(市町村役場機能緊急保全事業)【総務省】

現状		要望	
対象	期間	対象	期間
昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	<u>令和2年度まで</u>	<u>県庁舎を対象とする</u> 【拡充】	<u>恒久化</u>

充当率90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率30%

・公共施設等適正管理推進事業債(除却事業)【総務省】

現状		要望	
対象	期間	対象	期間
交付税措置なし(資金手当)	<u>令和3年度まで</u>	<u>昭和56年の新耐震基準導入前に建設された建築物</u> <u>交付税措置率30%</u> 【拡充】	<u>恒久化</u>

6 公共施設等の耐震化の促進について

[4] 医療施設の耐震化の促進

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療機関、自治体、関係団体等が様々な災害医療対策を計画的・持続的に実施できるよう、

- (1) 医療施設の耐震化
- (2) 医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備
- (3) 災害医療従事者の育成

など、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○医療施設の耐震化

本県では、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用して災害拠点病院等の耐震化を促進してきたが、県内の災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率は75.0%（30年9月調査）とまだまだ低く、また県地震被害想定調査結果（25年12月）において、耐震化により建物被害や死者数が激減するとしたことから更なる対応が求められている。

一方、医療機関の耐震化事業計画は、診療の継続性確保、資金調達等の問題から長期に及ぶ場合も多く、臨時的な措置では不十分であるため、恒久的な支援策により耐震化を一層促進する必要がある。

○医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備

南海トラフ巨大地震の発生が予測される中で、地震動や津波による被害に耐え、必要とされる医療を適切に継続して提供できるよう、医療機関等の機能維持に向けた取り組みが強く求められている。

特に、自家発電設備と燃料、飲料水や食料、医用水等は、医療機関にとってライフラインが復旧するまでの間、あるいは孤立状態が解消されるまでの間に必要不可欠であり、人工呼吸器等を有する医療機関や透析医療機関をはじめ多くの医療機関がその重要性を認識しているものの、初期投資及び維持経費が嵩むこと、経営上の優先順位などから必要な対策が進んでいない。

このため、医療機関が経営面で懸念を持つことなく、積極的、持続的に十分な災害対策を講じられるよう恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度の整備が必要である。

○災害医療従事者の育成

本県も被災した平成30年7月豪雨災害では、県内DMAT（災害派遣医療チーム）の11チームが避難所の医療ニーズ調査等に従事したほか、徳島県から8チーム、香川県から3チーム、高知県から3チームのDMATによる支援を受けたが、本県を含め近隣県にも甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等を見据え、県内に保有するDMATの拡充が大きな課題の一つとなっている。

本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年に3回の受講枠）や、県外での受講は受講者や所属病院に負担が大きく、DMATの拡充等が困難な状況になっている。

このため、平成29年度から、日本DMAT検討委員会の認定プログラムに基づき、県事業としてDMAT養成研修を実施しているが、持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度の整備が必要である。

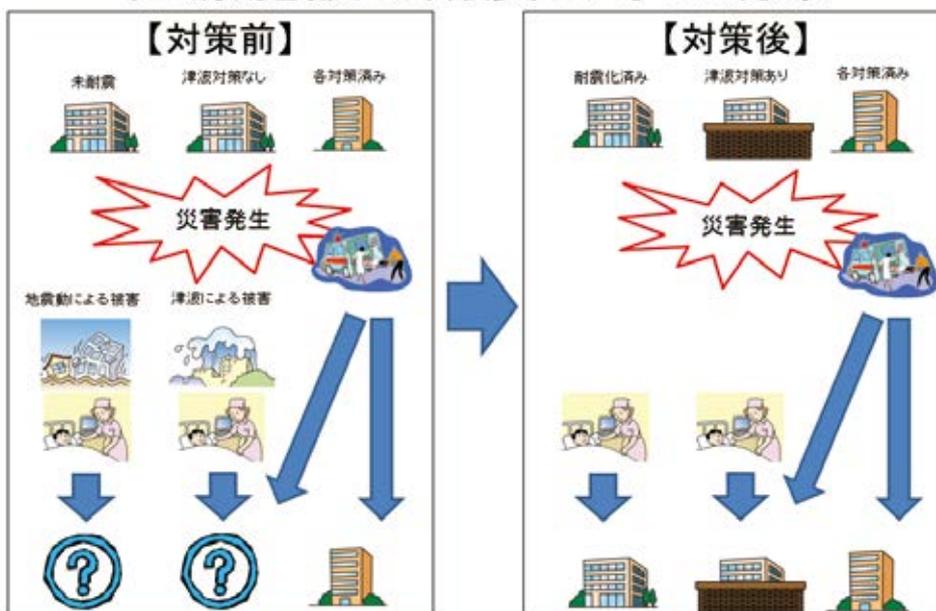
また、都道府県が養成するDMATを保有する医療機関は、平時から携行資機材の整備や研修・各種訓練の参加に係る経費等、経常的な費用が発生することから、「都道府県が養成するDMATの保有」を、DPC（包括医療費支払制度）の評価項目に加えることが必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 30年度以降に耐震化を検討している医療機関のうち、6病院が支援制度の活用を希望しており、これらの病院の耐震化が進めば、災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率は88.3%まで向上する。
- ◇ 医療機関の津波及び浸水被害が低減され、災害医療に係る施設・設備が充実することにより地域医療の機能維持・確保を図るとともに、南海トラフ巨大地震で想定されている47,470人の傷病者の対応に一定の目途が立てられる。
- ◇ 都道府県によるDMAT養成研修や技能維持研修等の実施により、災害医療従事者を確保し、大規模災害時の円滑な対応が可能となる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

医療施設の耐震化等の効果



(参考)

都道府県によるDMAT養成研修の実施状況

➢ 26都道府県で実施（平成30年度）

6 公共施設等の耐震化の促進について

[5] 民間木造住宅及びブロック塀の耐震化の促進

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

- (1) 木造住宅の耐震化について、大地震から県民の命を守り、地域の防災力向上のため、必要な財源確保に努めること。
- (2) ブロック塀の耐震化について、安全確保事業の継続及び補助対象となるブロック塀の拡充等に努めること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○県民の防災意識の高まりと国による補助制度の現状

南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70～80%程度と高まる中、県民の命を守るため、住宅等の耐震化を図ることが喫緊の課題である。

愛媛県では、平成 28 年熊本地震の被害状況から、県民の木造住宅の耐震化への関心が高まりを見せており、ここ数年は熊本地震前と比べると、診断件数、改修工事件数とも大幅に増加している。

また、30 年 6 月に大阪府北部で発生した地震により、小学校のブロック塀が倒壊し、通学中の小学女児が亡くなった事故を受け、ブロック塀の安全確保についても県民の関心が高まっている。

国は、木造住宅の耐震化について、従来 of 制度に加え、30 年度から補強設計から改修工事までを総合的に支援する制度を創設するとともに、ブロック塀については、重要インフラ緊急点検を踏まえ、30 年度補正予算から「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」として、ブロック塀等安全確保事業を盛り込んだ。

○国による必要な財源措置とブロック塀等安全確保事業の制度拡充等を要望

国は耐震改修促進法に基づき、令和 7 年までに耐震性が不足する住宅を概ね解消することを目標に掲げており、耐震化を促進するためには所有者負担を軽減することが効果的である。

また、ブロック塀等安全確保事業については、「3 か年の緊急対策事業」となっているが、事業終了の令和 2 年度までに危険なブロック塀を解消することは到底困難である。さらに補助限度額は 8 万円/mとなっており、除却・新設の場合は経費が限度額を超えることが想定され、加えて、対象は避難路沿道等に限定されており、全てのブロック塀が補助対象とはなっていない。

【実現後の効果】

- ◇ 建物及びブロック塀等の倒壊・崩壊による死者数の低減
- ◇ 道路閉塞箇所の減少による避難・救助活動の円滑化
- ◇ 避難所生活者数の減少と被災者の円滑な生活支援

県担当部署：土木部 道路都市局 建築住宅課

地域の安全・安心のため住宅・ブロック塀耐震化促進！

～南海トラフ巨大地震に備えて～

大地震に対し減災効果が高い建物やブロック塀等の耐震化について、近年の地震の被害状況から、さらに県民の関心が高まっており、これを機に、強力に木造住宅・ブロック塀の耐震化を促進する必要がある。



●愛媛県の現状

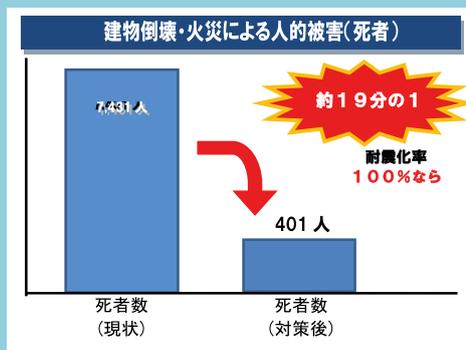
住宅の耐震化率 75.0% (H25.10時点)
↓ (全国 82%)
えひめ震災対策アクションプランの目標
90% (H32年度末)

(参考)

- ・耐震性のない木造戸建住宅は約13.7万戸存在
- ・H25年住宅・土地統計調査を基にした、伸び率の推計による単純予想では、新築等による市場任せでは、H32が約80%と達成困難なので、既存住宅の耐震化をさらに推進する必要がある。

耐震化による減災効果

1. 建築物被害による死者数の低減
2. 火災による死者数 (逃げ遅れ)の低減
3. 救助活動の円滑化
4. 避難所生活者数の減少 (早期の通常生活への復帰)
5. がれき発生抑制 など



図は愛媛県地震被害想定調査 (H25) による

平成28年熊本地震 (益城町) の被災状況 ※写真: 愛媛県

国への財源確保・ブロック塀等安全確保事業の制度拡充を要望

<耐震診断・改修工事実績>



H28年熊本地震を契機に県民の防災意識向上！

県民の命を守る耐震化への必要な予算額の確保を！

全ての沿道ブロック塀を補助対象路線に！

所有者負担を軽減するため、補助限度額の嵩上げを！

<県有施設におけるブロック塀の補助対象について>

	長さ(m)	割合 (%)
倒壊の危険性のあるブロック塀 (A)	5,945	B/A= 47.7%
避難路等※に面するブロック塀 (B) 補助対象	2,836	

※本県では避難路等として、緊急輸送道路、避難路、通学路、防災拠点施設敷地の沿道、指定避難所敷地の沿道を指定

<ブロック塀の建替え費について (愛媛県想定) >

撤去費(H=2.0m程度)		新設費(H=1.2m程度)	
基礎なし (円/m)	21,900	ブロック塀 (円/m)	73,700
基礎共 (円/m)	61,200	ネットフェンス (円/m)	99,800

国補助限度額 80,000円/m < 95,600円 ~ 161,000円/m

6 公共施設等の耐震化の促進について

[6] 松山空港の耐震化の促進

【国土交通省】

【提案・要望事項】

国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○松山空港の耐震化の必要性

松山空港は、利用者が年間300万人を超える四国最大の空港であり、高速交通輸送拠点として、本県の経済活動を支えている。また、平成23年3月の東日本大震災では、仙台空港等が緊急物資及び人員等の輸送基地及び緊急・救命活動拠点として大きな役割を果たすなど、災害時における空港の役割は極めて重要である。

今後30年以内に南海トラフの地震が70%程度の確率で発生すると言われており、国土交通省四国地方整備局が実施した耐震性能評価結果（平成22年3月）によると、東南海・南海地震が発生した場合には、次のような被害が想定されている。

- ・緊急輸送等の受け入れに必要な陸側2,000m区間の滑走路等については、一部で地盤の液状化や護岸の変形による沈下が発生し、それらの使用が困難となる。
- ・埋立てにより造成した海側500m区間の滑走路等については、外周護岸の変形による沈下が発生し、それらの使用が困難になるとともに、復旧に多大な時間と膨大な費用が必要となる。

近い将来発生する確率の高い大規模な地震に備え、災害救助対応や復旧・復興の役割を十分に果たすためには、早期の耐震化が必要不可欠である。

○耐震化事業の促進

緊急輸送等の受け入れに必要な不可欠な2,000m滑走路等においては、施設の液状化対策及び護岸補強を着実に進められているが、地震発生後の経済活動の継続性の確保には埋立てにより造成した延伸部滑走路等の耐震化も早期に進める必要がある。

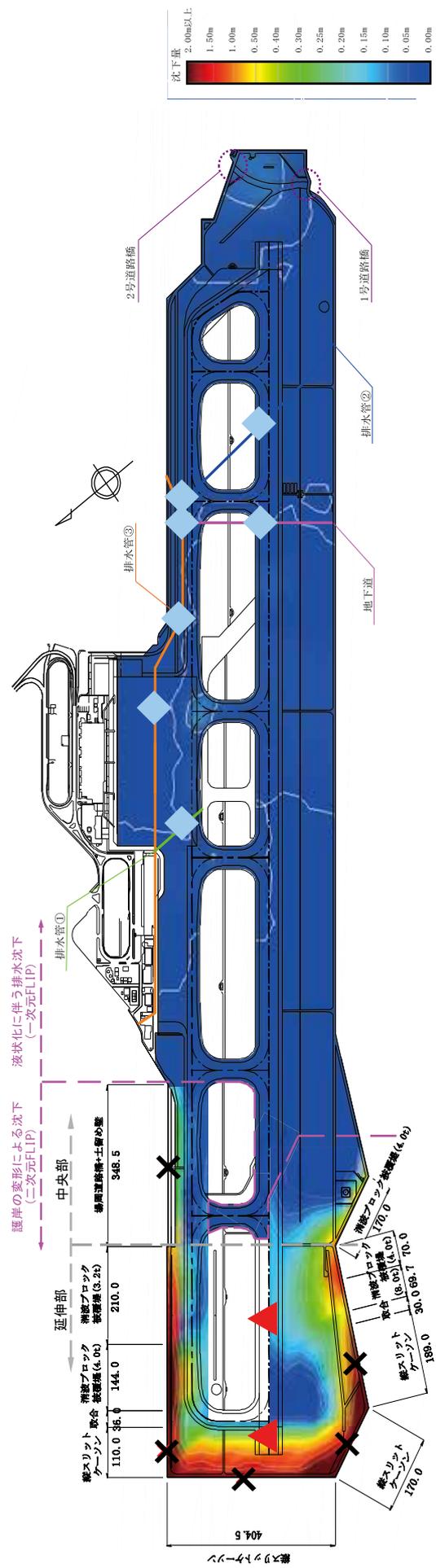
【実現後の効果】

- ◇ 災害発生時の被害軽減
- ◇ 安全で安心して暮らせる社会の実現

県担当部署：企画振興部 地域振興局 交通対策課

東南海・南海地震に関する被害想定

- 【凡例】**
- × : 構造物の安定又は部材耐力を満足しない
 - ▲ : 規定勾配を満足しない
 - ◆ : 液状化が発生(地下構造物は液状化を許容しない)



(海側)

(陸側)

- 【調査当時の判定】**
- 外周護岸変形に伴う沈下により、延伸部滑走路等で規定勾配を超過し使用出来なくなる。
 - 地下構造物(地下道・排水管)周辺の地盤は、液状化による構造物の浮き上がりに伴い、盛り上がりが発生し、滑走路・誘導路・エプロン施設の運用に支障をきたすことになる。
- 【現在の状況】**
- 修補工事中の不正工事箇所を除き、陸側 2,000m 区間については、平成 29 年度末までに耐震化対策が完了。

7 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び 周辺地域の道路整備について

【防衛省】

【提案・要望事項】

陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備

- (1) 大規模災害発生時の人命救助や物資輸送等に万全を期すため、他の駐屯地等からの応援部隊の人員や資機材等の受入れが可能となるよう、施設を拡張すること。
- (2) 大型車両の出入口を複数確保するとともに、(仮称)東温スマートインターチェンジの開設に併せて高速道路へのアクセス向上を図るため、大型車両が通行可能な道路を整備すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○背景

陸上自衛隊松山駐屯地は、愛媛県唯一の自衛隊施設として昭和30年に現在地に誕生し、以後数回の部隊改編を経て、平成6年に第2混成団特科大隊（現 中部方面特科隊）が岡山県日本原駐屯地から移駐し、平成18年には第14高射中隊（現 第14高射特科隊）が新編、平成30年2月には、香川県善通寺駐屯地から第110教育大隊が移駐して現在に至っているが、河川の氾濫や急傾斜地の土砂崩れ等が多数発生し、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害において、人命救助はもとより道路啓開、給水、給食、入浴支援、防疫活動など、被災地及び被災住民のために多大な貢献をいただいたほか、30年以内の発生確率が70～80%に引き上げられた南海トラフ地震や、Sランクの発生確率区間を県内に有する中央構造線断層帯による地震など、豪雨や震災などの大規模災害発生時における県民の生命や身体の安全確保のため、防災上の観点から、その重要性はますます高まっている。

○現状

香川県善通寺駐屯地からの第110教育大隊移駐による大規模な隊舎のほか、既存部隊の業務上不可欠な倉庫の新築により敷地が非常に手狭となっており、多くの車両を縦列駐車しているため、緊急時の迅速な出動に支障が生じている。

また、7月豪雨災害への対応状況などを鑑み、南海トラフ地震などの大規模災害時には、人員・物資を輸送するへの発着スペースが必要となるほか、大型車両の出入口が高速道路とは反対方向の1か所しかないため高速道路へのアクセスが不便となっているとともに、万一、地震等により唯一の出入口が使用不能となれば、災害派遣活動等への着手が大幅に遅れ、人命救助活動等に著しい支障を来すことが危惧される。

【愛媛県内の取組】

松山駐屯地は、大規模災害発生時における県民の生命・身体の安全確保に直接影響を及ぼす本県の防災上の重要拠点であり、平時から県や市町、自衛隊等の防災関係機関等で構成する「広域防災・減災対策検討協議会」での意見交換を始め、県総合防災訓練や県原子力防災訓練などを通じて密接な連携を図っているほか、災害時には県をはじめとする行政機関へのリエゾン派遣や被災地への実動部隊の派遣など、迅速に災害対応に当たる体制を整えている。

【実現後の効果】

- ◇ 大規模災害発生時における自衛隊の迅速かつ適切な災害対応により、人命救助活動等に最大限の効果を発揮。

本県担当部署：県民環境部 防災局 防災危機管理課

松山駐屯地の拡張と幹線道路等への連結構想



- ・駐屯地敷地内に大規模災害発災直後の支援に不可欠な、人員・物資輸送用の大型ヘリコプターの離発着場所を確保
- ・緊急時の即応車両の駐車用スペースを確保することで、部隊の即応性が向上
- ・松山駐屯地と、国道11号や（仮称）東温スマートICとの連結によって、陸路による東予及び南予地域に対する災害発生時の迅速な部隊展開が可能。

松山駐屯地に係る災害対応等の機能向上について



<松山駐屯地の機能向上が必要な理由>

- ①南海トラフ地震などの大規模災害時においては、人員・物資を輸送するヘリの発着スペース（直径100mエリアに係る土地 約1.2ha）が確保できない
- ②H30年2月の教育大隊移転後は、緊急時の即応体制を確保した車両の駐車スペースがなくなったため、これらの車両のためのスペース確保が必要
- ③大型車両の出入口が1カ所しかなく、地震等により出入口が使用不能となった場合、災害派遣活動等への着手が大幅に遅れる

大規模災害発生時における本県の災害対処能力向上のためには、**松山駐屯地の敷地拡張と駐屯地と国道との直結道路が不可欠。**

8 伊方発電所の安全対策の強化等について

【原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・
警察庁・防衛省・外務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) 安全管理体制等の強化及び安全文化の醸成

伊方発電所3号機の安全運転を継続するため、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、定期検査や保安検査において厳正に安全性の確認を行うこと。また、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意識が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること。

(2) 厳正な原子力安全規制の実施と説明責任の履行

新規規制基準に基づく各種審査・検査については、立地地点の特性や独自の取組も十分考慮して、厳正かつ的確に行うとともに、国内外における最新の知見を絶えず収集し、原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。また、原子力規制を行っていく上での安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果等も含め継続的な検討を行うこと。これらの原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすこと。

(3) 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立

原子力規制委員会は、高い独立性、専門性の保持及び一層の透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体等を始めとした外部の様々な意見にも真摯に耳を傾け、誠実に対応し、客観性や公平性の確保に努めること。

(4) 原子力発電所の安全運転に関する責任ある対応

原子力発電所の再起動はもとより運転継続などの原子力発電所の安全運転については、個々に国が責任を持って判断し、その判断に至った経緯や結果について、原子力発電の位置付け及び将来像も含め、地元自治体はもとより広く国民に丁寧に説明すること。

(5) 高経年化及び廃炉対策

高経年化対策及び廃炉技術確立に取り組むこと。運転延長の可否については、制度の技術的根拠を明確にするとともに、厳正に審査を行い、その結果についても丁寧に説明すること。

伊方発電所1号機及び2号機の廃止措置については、安全に実施されるか厳正に審査・確認するとともに、我が国では加圧水型原子炉の廃炉実績がないことから、伊方発電所において廃炉技術の研究を進めること。また、廃止措置に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の処分については、規制基準の整備を速やかに行うとともに、事業者の取組みが加速するよう積極的にサポートをすること。

(6) 使用済燃料対策

原子力発電所内に使用済燃料が貯蔵されていることを踏まえ、使用済燃料対策について、その早期解決に向け、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」に基づき、国が主体となって着実に進めていくこと。特に国が促進している乾式貯蔵については、安全性について国民に分かりやすく説明し、あくまで一時的な保管であることを明確にするとともに、伊方発電所敷地内に計画されている乾式貯蔵施設について、厳正に審査すること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。

(7) 情報公開及びコミュニケーションの強化

原子力発電所の審査・検査結果等を踏まえた安全性について、国民に対する情報公開と説明に努めること、また、相互コミュニケーションの充実・強化を図ること。特に、住民を含む関係者間で原子力発電所に求められる安全性に関するリスクコミュニケーションの取組を推進すること。

(8) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。

(9) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。

【現状と課題（背景・理由等）】

福島第一原子力発電所事故以降、県民の原子力行政に対する不安や不信が高まっていることから、国に対し、県民の安全確保のため、同事故の教訓を踏まえ、二度と原子力災害が起こらないよう、あらゆる対策を講じることを求める。

伊方発電所3号機は、原子力規制委員会により、27年7月、新規制基準に基づく原子炉設置変更許可がなされた後、工事計画の審査、起動前の検査を経て、28年8月に再起動し、安全に運転が行われている。

伊方発電所1号機は、原子力規制委員会の廃止措置計画認可後、29年9月から廃止措置作業が開始されており、伊方発電所2号機は、30年3月の廃炉方針決定後、10月に廃止措置計画の認可申請がなされ、現在、原子力規制委員会において審査されている。

また、四国電力では、今後、伊方発電所3号機の使用済燃料ピットの貯蔵余裕が逼迫することから、30年5月、乾式貯蔵施設設置に係る原子炉設置変更許可申請を行い、現在、原子力規制委員会において審査されている。

これら安全運転の継続や廃止措置作業の実施には、安全管理の一層の徹底が必要であり、今後とも、国において厳正な安全規制が求められるほか、使用済燃料の保管・処分、廃炉技術の確立などについても、国が前面に立った取組が求められることから、国に対して、これらへの責任ある対応を求める。

【愛媛県内の取組】

25年7月、四国電力から、安全協定に基づき、伊方発電所3号機の再起動に係る事前協議があったことから、大前提となる安全性を慎重に確認するとともに、国の考え方、四国電力の姿勢、地元の理解の3条件、さらには我が国のエネルギー情勢等も総合的に踏まえ、27年10月26日、県下市町を含む広域自治体である県として、事前協議に了解した。

了解に際しては、県議会の決議、八幡浜市やUPZ内5市町（大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町）からの要望事項及び県原子力安全専門部会の提言を踏まえ、知事が国に対し、長期停止を踏まえた安全対策等を要望した。

また、伊方発電所1号機の廃止措置計画についても、県として安全性等を確認した上で、計画について了解するとともに、四国電力に対して、廃止措置期間中の安全確保、低レベル放射性廃棄物の処分への真摯な取組み等を、国に対しては、法令に基づく検査など事業者の取組みの確認、低レベル放射性廃棄物に係る事業者の取組みへのサポート等を要請した。

なお、伊方発電所2号機の廃止措置計画及び乾式貯蔵施設の設置については、安全協定に基づく事前協議がなされており、現在、安全性等を審議している。

【実現後の効果】

- ◇ 伊方発電所の安全確保
- ◇ 県民の安心の醸成

県担当部署：県民環境部 防災局 原子力安全対策課

9 原子力防災対策の充実・強化について

【内閣府・原子力規制委員会・国土交通省・防衛省】

【提案・要望事項】

(1) 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明

- ・原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に追加整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。また、科学的根拠に基づく避難等防護措置の考え方について、屋内退避の有効性も含め、原発立地地域の住民をはじめとする国民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備

- ・広域避難への人的・物的支援や避難先自治体の受入体制の強化など、関係自治体だけでは解決困難な広域避難体制について、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。
- ・自衛隊等の実動組織が保有する車両や船舶、ヘリ等の避難手段について、投入可能台数や派遣部隊を具体的に示すなど、支援体制を明確化すること。

(3) 緊急時の避難等に備えた交通基盤の整備

- ・緊急時の住民避難や物資等の輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線の整備促進、松山自動車道の4車線化や国道56号、378号その他県市町道などの道路整備に必要な予算を重点的に配分すること。
- ・原子力災害時避難円滑化モデル実証事業を制度化するなど避難路整備事業の充実を図り、迅速かつ確実な避難に繋がる交通基盤の整備を促進すること。

(4) 緊急時モニタリング体制の整備

- ・緊急時モニタリングについて、原子力災害時に国が責任を持って統括し、確実に機能するように派遣要員の確保や資質向上等を図るとともに、国が一元管理する緊急時モニタリング結果について、信頼性のある情報が関係自治体等へ確実に伝達されるようにシステムの充実を図ること。

(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額

- ・原子力発電安全対策に係る交付金について、関係自治体等の意見を踏まえた弾力的な運用を行うとともに、より計画的に対策を推進するための拡充や増額に努めるほか、平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるように関係交付金の統合を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

平成23年に発生した東京電力福島第一原発事故の教訓等を踏まえ、国では、原子力防災対策の指針となる「原子力災害対策指針」や広域避難等の緊急時における対応をまとめた「伊方地域の緊急時対応」を策定するなど、県民の安全確保を第一に、本県への支援の強化に努めているが、万が一の原子力災害に備え、広域避難計画の更なる実効性の向上に取り組む必要があるため、最新の知見を踏まえた指針の見直しや広域避難体制の整備、避難に係る住民の理解促進などの国の主体的な対応のほか、避難路の整備やモニタリング体制の充実、財政支援など、引き続き原子力防災対策の充実・強化を求める。

【愛媛県内の取組】

県では、平成25年6月の県広域避難計画策定後も実践的な訓練による成果や課題の検証を行い、4度にわたる計画の修正を行うなど、国や大分県などの周辺県、市町等と連携しながら避難計画の実効性の向上に努めており、引き続き訓練による検証等を繰り返しながら、ソフト・ハードの両面から原子力防災対策の一層の充実・強化に取り組む必要がある。

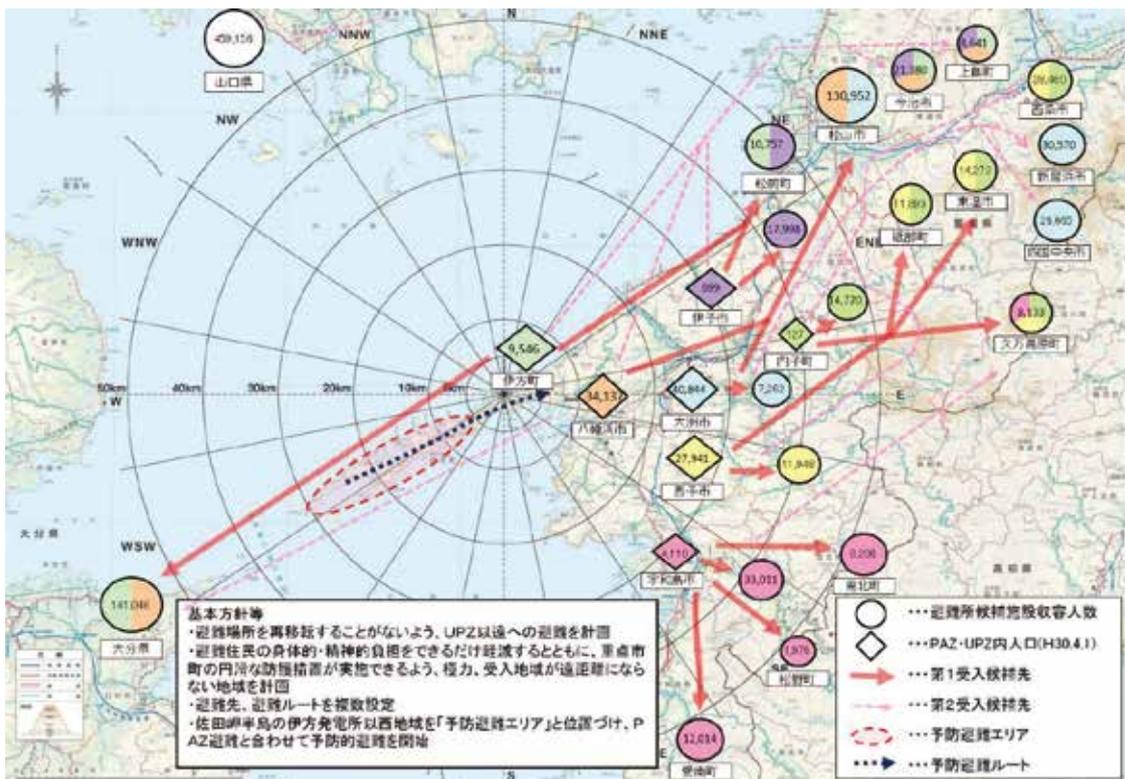
【実現後の効果】

- ◇ 伊方発電所周辺の防災対策の充実・強化
- ◇ 県民の安心の醸成

県担当部署：県民環境部 防災局 原子力安全対策課
土木部 道路都市局 道路建設課

愛媛県広域避難計画

策定：25.6.10 修正：26.2.17、27.6.15、28.7.19、31.3.25



10 公共事業に必要な土地等の円滑な取得に向けた関係制度の抜本的見直しについて

【内閣府・国土交通省・法務省】

【提案・要望事項】

所有者を特定することが困難な土地など、公共用地の円滑な取得を図る上で隘路となっている課題の解消に向けて、所有権や登記制度など土地の基本制度に踏み込んで、抜本的な制度改正を実現すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○公共用地の取得に当たり生じている課題

人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、不動産登記簿等の公的情報等により調査してもなお所有者が判明しない土地（以下「所有者不明土地」という。）が全国的に増加しており、将来発生が予想される南海トラフ地震等大規模災害発生時の復旧・復興事業においても、迅速な用地取得の支障となることが懸念され、公共事業を円滑に推進するための環境整備が喫緊の課題である。

このような中、当面の対応策として、所有者不明土地を円滑に利用する仕組み、所有者の探索を合理化する仕組み及び所有者不明土地を適切に管理する仕組みを盛り込んだ「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」が制定されたところである。

しかしながら、今回の特措法は土地を有効活用する上で一歩前進ではあるが、所有者不明土地の発生を抑制するなど、問題を抜本的に解決するためには、登記制度や土地所有権に踏み込んだ、さらなる対策が必要である。

このため、平成30年6月1日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」に基づき、公共用地の円滑な取得を図る上で隘路となっている中長期的な諸課題の解消に向け、次のとおり、政府一体となって総合的な対策を着実に推進することが求められる。

・土地所有に関する基本制度の見直し

人口減少社会において、管理不全の土地が増加するとともに、地籍調査においては、一部の土地所有者が不明等の理由により調査が進まず、事業の進捗に遅れが生じている現状を踏まえ、土地所有者が負うべき責務等の措置や地籍調査を加速化するための措置について検討の上、民事基本法制、土地基本法、国土調査法等土地に関する基本制度の見直しが必要である。

・登記制度、土地所有権のあり方等に踏み込んだ民事基本法制の見直し

表題部所有者の氏名、住所が正常に記録されていない変則型登記や相続未登記が用地取得の障害となっているほか、遠隔地居住の相続人等が土地を管理することができず、環境が悪化している現状を踏まえ、変則型登記を解消するための方策や相続登記の義務化、さらには土地所有権を放棄するための仕組みについて検討の上、民事基本法制の見直しが必要である。

・土地所有者情報を円滑に把握するために必要な制度の整備

登記名義人死亡時に相続登記がされていない場合、登記記録から所有者情報の把握が困難となっている現状を踏まえ、登記簿と戸籍等を連携させるなど、所有者情報を円滑に把握するために必要な法整備等が必要である。

【実現後の効果】

◇ 公共事業に必要な土地等の円滑な取得

県担当部署：土木部 土木管理局 用地課